

東京都豊島区保健福祉センター設置条例の概要

1. 在宅福祉サービス拠点の整備

高齢者や障害者の日常生活の自立支援と在宅介護・看護に関わる家族等の負担軽減を図ることを目的に、区内を3つのサービス区域に分け、それぞれの地域における保健と福祉の一元化による在宅福祉サービスの拠点として、東部・西部保健福祉センターを整備する。

保健福祉センターの特徴は、多様なニーズに効率的に対応でき、在宅福祉サービスを総合的に提供できる組織である。ケアマネジメント体制のもとに、相談から日常的なケアまで一貫したサービスを各センターで提供できることである。

なお、要援護高齢者の自立支援のみならず、障害者をも対象とし、かつ、保健と福祉の一元化を図った組織は、23区で初めてである。

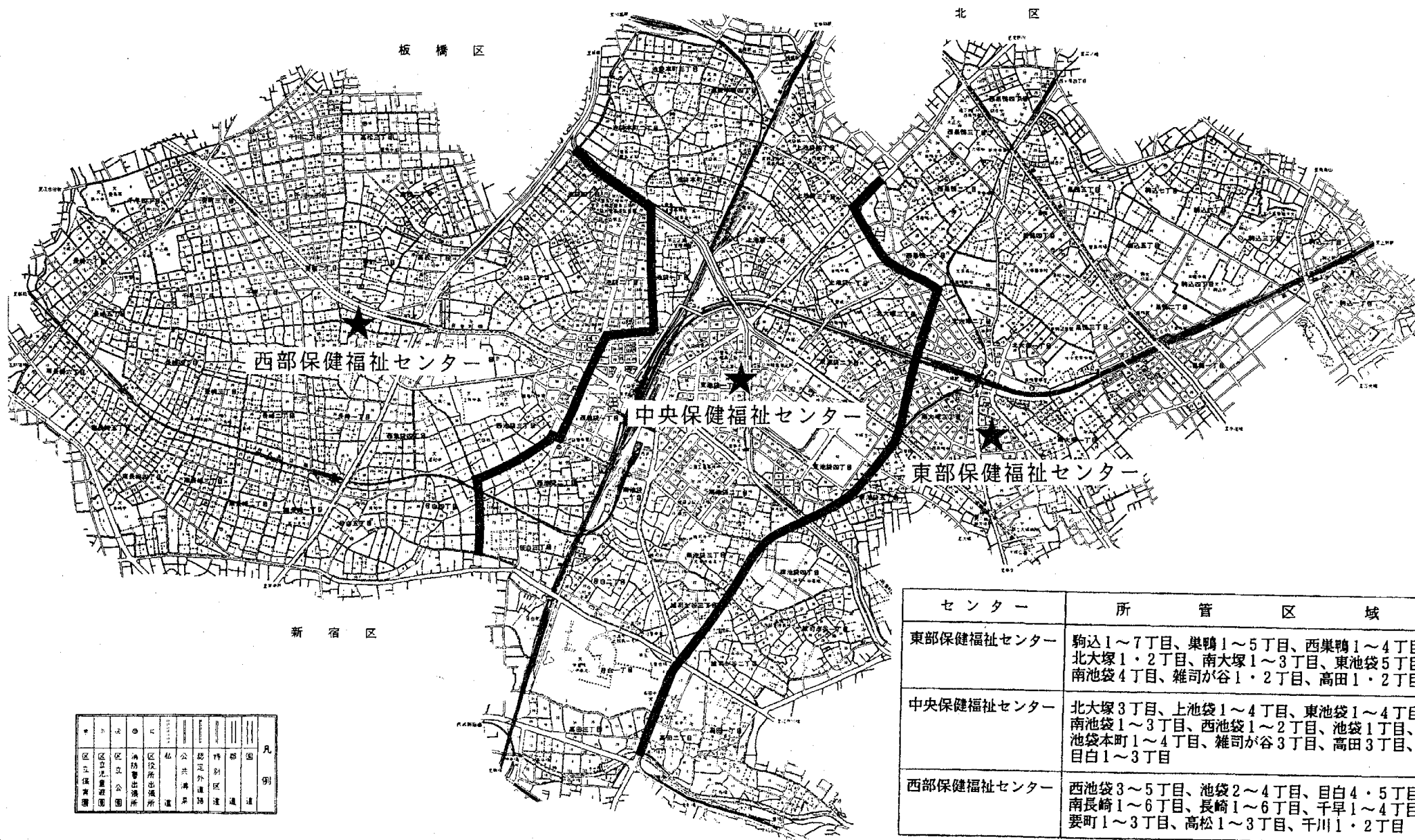
2. 設置場所

中央保健福祉センター ; 東池袋1-30-6 (平成8年4月設置済)
東部保健福祉センター ; 南大塚2-36-2 (現行の東福祉事務所跡)
西部保健福祉センター ; 要町1-5-1 (現行の西福祉事務所跡)

3. 保健福祉センターの事業内容

- (1) 介護・看護等に関わる相談と情報提供
- (2) ケアマネジメント (相談→調査→ケアプラン作成→サービス提供→サービス評価→再ケアプラン作成)
- (3) 人的サービス (ホームヘルプサービス、24時間巡回型ホームヘルプサービス、訪問指導・訪問看護サービス、訪問歯科診療、訪問歯科指導、訪問栄養指導)
*在宅3本柱 (ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ) を3か所で総合的に提供するケアプラン作成機能を担保するため、デイサービス、ショートステイの利用決定及び施設との連絡調整については、所管課の高齢者福祉課でなく保健福祉センターが行う。
- (4) 給付サービス (日常生活用具、住宅改造費、おむつ、緊急通報システム、福祉電話車椅子の貸与、巡回入浴サービス等)
- (5) 身体障害者の援護、入所措置、身障手帳等
- (6) ホームヘルパー養成講習会、各種専門研修
- (7) 福祉機器・補装具の展示と利用促進

＜保健福祉センターの所管区域図＞



保健福祉センターのイメージ図

